

インドにおける株主の権利と株主総会



インド企業の株主の権利と義務については、2013年インド会社法および関連規則に基づいて、会社定款および株主間協定にて規定されます。基本的には、取締役会が会社の経営と業務についての管理・監督権を有します。しかしながら、株主のみが決定権を持つ事項等も存在します。本FAQでは、インド企業における株主の様々な権利について扱っています。

1. 株主となるのは誰ですか？

会社の株式を所有する者が、株主となります。自然人/個人、法実体を持つ組織(法人、信託、有限責任組合)のいずれも、株主になることが可能です。

2. 株主にはどのような種類がありますか？

普通株主および優先株主です。

3. 普通株主の権利は？

普通株主は、会社の株式所有を通じて会社の支配権を有し、会社に関するすべての事項について議決権の行使が可能です。

4. 優先株主とは？また、その権利は？

優先株主とは、その名称が示すように、配当金の分配や資本の払戻に関して、普通株主に「優先」した扱いを受ける株主のことです。普通株主とは異なり、優先株主に関する事項についてのみ議決権を有するため、議決権行使の機会は限定されます。

5. インド企業設立時に必要な最低株主数は？

- (1) 非公開会社 - 2名以上
- (2) 公開会社 - 7名以上

6. 会社法において規定されている株主の基本的な権利には、どのようなものがありますか？

- (1) 株主総会への出席権
- (2) 株主総会招集通知の受領権
- (3) 議決権を行使するために株主に代わって株主総会に出席する代理人の選任権
- (4) 取締役を選任・解任権
- (5) 監査役を選任・解任権

- (6) 財務諸表・年次報告書の受領権
- (7) 会社記録の調査権
- (8) その他会社法および定款に規定の一定の権利等

7. 株主の承認が必要とされる決定事項には、どのようなものがありますか？

- (1) 授権資本数の増加または組替
- (2) 会社登録事務所の変更
- (3) 会社定款の変更
- (4) 株式の発行
- (5) 取締役の選任・解任
- (6) 会社の株式資本の減少(自社株式の購入を含む)
- (7) 配当の決定
- (8) 会社合併、会社分割
- (9) その他会社法に規定の一定の事項等

8. 会社法に規定の事項を超える権利を株主に付与することは可能ですか？

可能です。株主間契約の下、会社法に規定されている以上の追加的な権利を株主に付与することができます。

9. 株主間契約において追加できる株主の権利にはどのようなものがありますか？

- (1) 全会一致権
- (2) 会社経営権
- (3) 取締役会参加権
- (4) 最高経営責任者、最高財務責任者等重要人材の任命権
- (5) 株式譲渡に関する先買権、優先交渉権、売却参加権
- (6) 出口権
- (7) プットオプション、コールオプション

10. 少数株主とはどのような株主のことですか？

少数株主とは、会社に対する影響力や支配力を行使するに値する権利(株式や議決権)を持たない株主のことです。



11. 少数株主の権利にはどのようなものがありますか？

- (1) 少数株主取締役の選任権
- (2) 少数株主への抑圧や会社のマネジメントミス等を理由とする会社法審判所への異議申立権
- (3) 集団訴訟提起権利
- (4) 株式買取請求権

上記権利は、持株比率を基準に、会社法に規定された一定の方法で行使することができます。また、少数株主は、上記 9 にも記載のとおり、株主間契約に基づいて、契約上追加的な権利を求めることもできます。

12. 株主総会の種類にはどのようなものがありますか？

- (1) 定時株主総会 - 少なくとも年に 1 回以上の開催
- (2) 臨時株主総会 - 定時株主総会以外で開催される株主総会

13. 株主による議決権行使の方法には、どのようなものがありますか？

挙手、書面投票、電磁的方法による投票、等があります。

14. 定時株主総会の招集権者は？

株主総会は以下の者によって招集することができます。

- (1) 取締役会
- (2) 払込済株式資本の 10%以上を保有する株主

15. 株主総会を開催する際の必要事項は？

株主総会を開催する会社は、議題および決議事項についての説明を記載した株主総会の招集通知を全株主に通知する必要があります。

16. 株主総会招集時の通知期間は？

会社は、株主総会の少なくとも 21 日前に通知を行う必要があります。ただし、議決権を有する株主の 95%以上が書面で同意した場合には、より短い通知期間で株主総会を招集することができます。

**17. 株主総会における定足数は？**

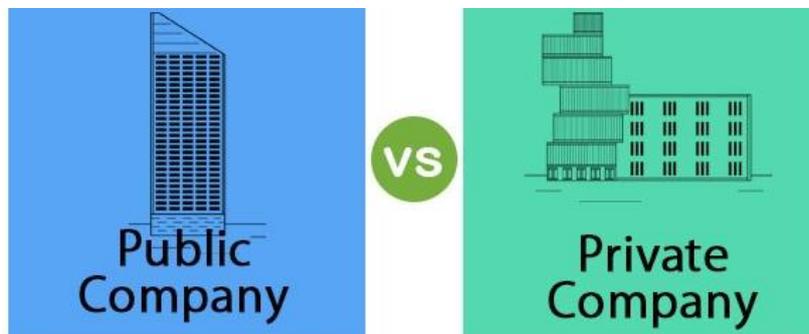
- (1) 非公開会社 - 2 名
- (2) 公開会社 - 以下
 - (a) 株主数 1,000 名以下 - 5 名
 - (b) 株主数 1,000 名超 5,000 名以下 - 15 名
 - (c) 株主数 5,000 名超 - 30 名

18. 株主総会で可決される株主決議には、どのようなものがありますか？

- (1) 普通決議 - 出席株主の過半数の賛成により可決される決議事項
- (2) 特別決議 - 出席株主の4分の3以上の賛成により可決される決議事項

19. どのような場合に特別決議が必要となりますか？

- (1) 会社目的の変更
- (2) 会社定款の変更
- (3) 資本金の減少、自己株式の取得
- (4) 優先株式の発行
- (5) 会社からの貸付、投資の承認
- (6) 会社合併・会社分割の承認
- (7) 会社の解散



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。